動薬協会発 172 号 平成24年7月17日

社団法人日本動物用医薬品協会 会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会 理事長 福 井 邦 顯 (公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する 政令の施行について(施行通知)

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。 さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班 長より通知があましたのでお知らせします。

事 務 連 絡 平成24年7月12日

特例社団法人 日本動物用医薬品協会専務理事 殿

農林水產省消費·安全局畜水產安全管理課 薬事監視指導班長

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部 を改正する政令の施行について(施行通知)

このことについて、厚生労働省医薬食品局長より別添写しのとおり通知がありましたので、御留意いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。





薬食発O704第3号 平成24年7月4日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚生労働省医薬食品局長

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する 政令の一部を改正する政令の施行について(通知)

平成 24 年7月4日政令第 183 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成2年政令第 238 号)が改正され、今般、その施行について、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛て別添写しのとおり通知したので、内容を御了知の上、関係各機関に周知されるようお願いします。





薬食発O704第1号 平成24年7月4日

都道府県知事 各 保健所設置市長 殿 特 別 区 長

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する 政令の一部を改正する政令の施行について (通知)

平成 24 年7月4日政令第 183 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成2年政令第 238 号。以下「指定政令」という。)が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

닭

第1 改正要旨

1 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するため、指定政令を改正したものである。

- ①1—ナフタレニル(1—ペンチル—1 H—インドール—3 —イル)メ タノン
- ②(1 RS, 3 SR)—3—[2—ヒドロキシ—4—(2—メチルノナン— 2—イル)フェニル]シクロヘキサン—1—オール
- ③2--(メチルアミノ)--1--(4--メチルフェニル)プロパン--1--オン
- ④1—(3,4—メチレンジオキシフェニル)—2—(ピロリジン—1—イル)ペンタン—1—オン
- 2 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。(指定政令第一条関係)

①1-ナフタレニル(1-ペンチル-1 H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類

接受 24.7.11 農林水産省

- ②(1 RS, 3 S R)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノナン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール及びその塩類
- ③2--(メチルアミノ)--1--(4--メチルフェニル) プロパン--1--オン及 びその塩類
- ④1—(3,4—メチレンジオキシフェニル)—2—(ピロリジン—1—イル)ペンタン—1—オン及びその塩類

3 施行期日

公布の日(平成 24 年 7 月 4 日) から起算して 30 日を経過した日(平成 24 年 8 月 3 日) から施行するものであること。

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

- ① 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質(以下「麻薬指定物質」という。)を継続して取り扱う場合には、指定政令の一部を改正する政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。)による規制を受けることとなることから、当該施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第 49 条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日(平成 24 年 8 月 3 日) 現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令の一部を改正する政令の施行日前であれば廃棄するよう指導し、施行日以後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたいこと。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたいこと。

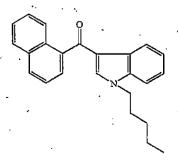
第3 物質の構造式等

①化学名: 1—ナフタレニル(1—ペンチル—1 H—インドール—3—イ

ル) メタノン

通 称:JWH-018

構造:



②化学名: (1 RS, 3 SR)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノナ

ン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール

通 称:カンナビシクロヘキサノール

構 造:

③化学名: 2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1

―オン

通 称: 4ーメチルメトカチノン、メフェドロン

構 造:

④化学名: 1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1

―イル) ペンタン―1―オン

通 称:MDPV

構 造:

○関税定率法等の一部を改正する法律

鈫 仓

〇通貨の単位及び貨幣の発行等に関す る法律施行令の一部を改正する政令 ニスご

麻薬向精神薬原料を指定する政令の の一部の施行に伴う関係政令の整備 向精神薬及び

官

箵

〇無線機器の型式検定に係る試験の方 法等を定める件の一部を改正する件 の一部を改正する件(総務二五〇) もの及びその技術的条件を定める件 用することが困難又は不合理である レーダーで無線設備規則の規定を適

何二五二

会社決算公告

会社その他

省令 (総務六五) 部を改正する

〇電波法施行規則等の一

〇船舶に設置する無線航行のための 示

仓

部を改正する政令(一八三)

編集・印刷 独立行政法人国立印刷局 〇都市計画に関する件 〇高速自動車国道に関する件 〇種苗法第十八条第一項の規定に基づ 日本国に帰化を許可する件 き品種登録した件 を改正する件(同二五二) (農林水産一六二一) (国土交通七七一 (関東地方整備局二四三) (同二七〇) 国会事項

人事異動

内閣府 金融庁 法務省

[皇室事真]

管庁報告

官庁事項

計画の公表について (農林水産省) 三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業

公 告

蔏 專 項

裁判所 破産、免實、 特別清算、 除権決定 再生関係

財団関係

〇船舶に備えなければならないレー O外国弁護士による法律事務の取扱い ダーの技術的条件を定める件の一部 に関する特別措置法第七条の規定に

よる承認をした件(法務二六九)

た。(別表第四関係) 1に掲げる記念貨幣で、

この政令は、公布の日から施行することとし

◇開税定率法等の一部を改正する法律の一部の施 第一八二号) (財務省) 行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令 次により関

係政令の整備を行うこととした。 関税定率法等の一部改正に伴い、 開港に入港しようとする外国貿易船の当該

一限等を定める。(関税法施行令第一二条等関 易船の運航者等及び当該積荷の荷送人が報告 開港への入港時の積荷について、当該外国貿 しなければならない事項並びに当該報告の期 税関職員が輸出入者等から提出された物件

令第一六条等関係) に係る再輸入免税及び再輸出免税の手続につい て、簡素化を行うこととした。(関税定率法施行 貨物の運送のために反復して使用される容器 を留め置く場合の手続等を定める。(関税法施 行令第九一条の二等関係)

3 関税定率法等の一部を改正する法律(平成二四 年法律第一九号)附則第一条第三号に掲げる規 定の施行の日から施行することとした。 この政令は、別段の定めがある場合を除き、

込令の

あらまし 公布された

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行 令の一部を改正する政令 (政令第一八一号) (財

金・世界銀行年次総会を配念するため発行する 式を定めることとした。(別表第一関係) 平成二四年に開催される第六七回国際通貨基 、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形

1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、 五万枚と

ものの販売価格を八、〇〇〇円とすることとし することとした。(別表第三関係) 一枚を容器に入れた

薬原料を指定する政令の一部を改正する政令 (政令第一八三号) (厚生労働省)

を麻薬に指定することとした。(第一条関係) **経過した日から施行することとした。** ンドールー三ーイル)メタノン及びその塩類等 ーナフタレニル (1ーペンチルーー Hーイ 公布の日から起算して三〇日を

に改め、「場合の免税」の下に「又は戻し税等」を加える。 条第二項中「に係る戻し税」を「の滅税、免税又は戻し税等」に、「内貨原料品」を「課税原料品等」 じ。)によつて輸出されたものであつて、当該特例輸出入者の特例申告貨物であるとき」を加え、 じ。)によつて輸出されたものであつて、当該特例輸出入者の特例申告貨物であるとき! を加え、同法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認の双方の承認を受けた者をいう。以下同 一号に掲げる容器に限る。)が特例輸出入者(関税法第七条の二第一項(申告の特例)の承認及び同 第三十四条に次の一項を加える。 第十六条第一項中「再輸入貨物の免税」を「無条件免税」に改め、同項ただし番中「明らかであ 関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する 又は当該貨物(同条第十一号の規定により関税の免除を受けようとする前条第 2

る貨物(第三十二条第一号又は第三十三条第二号に掲げる容器に限る。)が特例輸出入者の特例申・前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けようとす

に改め、「並びに輸出の予定地」を削り、同条第二項を削る。 第三十六条第一項中「加工用貨物の」及び「輸入の目的、」を削り、「、加工者」を「並びに加工者」

を加え、「当該貨物の輸入地」を「再輪出貨物の輸入地」に改め、「提出するとともに」の下に「、前 項の規定により第二項の規定が適用されない場合を除き」を加え、同項に次のただし書を加える。 つては、輸出された同項の貨物(以下この項において「再輸出貨物」という。)の輸出の許可の日) よる」に改め、「交付がされた日」の下に「、前項の規定により第二項の規定が適用されない場合にあ を受けた貨物に限る。)が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、次に掲げる事項のうち必要ただし、「税関長は、再輸出貨物(法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除 第三十九条第三項中「(再輸出免税貨物の輸出の届出)」を削り、「、前項の」を「、第二項の規定に

骸貨物」を「再輸出貨物」に、「前項の」を「第二項の規定による」に改め、同項を同条第四項とし、 がないと認めるものの当該居出費への記載を省略させることができる。 第三十九条第三項第一号及び第二号中「当該貨物」を「再輸出貨物」に改め、同項第三号中「当 |項の次に次の一項を加える。

.三十二条第一号又は第三十三条第二号に掲げる容器に限る。次項において同じ。)が特例輸出入者 の特例申告貨物であるときは、 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号文は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物(第

を「第四項本文」に改める 第四十一条中「第三十四条、第三十六条第二項」を「第三十四条第一項及び第二項」に「第三項」

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正)

輸入品に対する内面消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)

の一部を

次のように改正する。 第十三条第三項に次のただし書を加える

ただし、関税定率法施行令第三十四条第三項の規定により同条第二項の規定が適用されない場

電子惰報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正 合は、この限りでない。

は同条第二項の規定による書面の提出、同法」を削り、「第十八条第二項」の下に「(入出港の簡易手 だし轡(入出港の簡易手続)の規定に基づき行われる同法第十五条第一項の規定による報告若しく 第三項ただし書の規定による報告若しくは許可の申請」を加え、同麦第八号中「第十八条第一項た 第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に改め、同装第六号中「提示」の下に「又は同条 別表第四号中「同条第七項」の下に「、第八項若しくは第十項」を加え、「同条第八項」を「同条第一条第一項第二号ト中「別表第三号」の下に「、第六号」を加える。 |百二十号)の一部を次のように改正する。 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令 (昭和五十二年政令

「同条第十一項」

一第十五条第十項

正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げ る規定は、当該各号に定める日から施行する この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十九号。次項において「改

第二条及び第三条の規定平成二十四年十月一日

(関税法の一部改正に伴う経過措置) 改正法第二条の規定による改正後の関税法(昭和二十九年法律第六十一号。以下この項において 第一条中関税法施行令第九十一条の次に二条を加える改正規定 平成二十五年一月

行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時)が到来するものに この政令の施行の日後に第一条の規定による改正後の関税法施行令第十二条第七項本文に定める時 (同項ただし書の規定によりその時までに新聞税法第十五条第七項及び第八項の規定による報告を - 新関税法」という。)第十五条第七項及び第八項の規定は、これらの項に規定する積荷であって、

内閣総理大臣 財務大臣 野安田住 佳 彦 淳

に公布する。 麻薬、 麻薬原料植物、 向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をこと

御 名 御

平成二十四年七月四日

内図総理大臣

强田

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令 別表第一第七十五号の規定に基づ

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八 この政令を制定する。

号)の一部を次のように改正する 第一条中第八十号を第八十四号とし、第七十五号から第七十九号までを四号ずつ繰り下げ、第七十

|四号を第七十七号とし、同号の次に次の一号を加える。 一— (三・四--メチレンジオキシフェニル) ーニー (ピロリジンーーーイル) ベンタン

第一条中第七十二号を第七十六号とし、第六十一号から第七十二号までを三号ずつ繰り下げ、 オン及びその塩類

十号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。 六十三 ニー (メチルアミノ) ーーー (四ーメチルフェニル) プロパンー

第一条中第五十九号を第六十一号とし、第四十九号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、 八号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。 ル」シクロヘキサンーーーオール及びその塩類 (一RS・三SR) ー三一 [二]ーヒドロキシー四一 (二-メチルノナンーニーイル) フェニ

第一条中第四十七号を第四十八号とし、第四十六号の次に次の一号を加える **ーーナフタレニル(一ーペンチルーーHーインドールーニーイル)**

この政令は、 公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。 メタノン及びその塩類

厚生労働大臣